

町内会降灰除去機購入費補助金

歩道などの降灰の清掃は大変です。
～皆で、快適な生活環境を守りましょう！～



【事業の概要】

- (1) 対象団体 全ての単位町内会、自治公民館、集落等や、住居が隣接しているおおむね10世帯以上のグループ
- (2) 対象事業 歩道や生活道路等の降灰除去に必要な機器の購入
- (3) 交付対象経費 降灰除去機器の購入に要する経費
※降灰除去機器とは主に手動又は動力による手押し式のもの
- (4) 補助金額 交付対象経費の1/2に相当する額で、1台当たり5万円を限度

(要！事前申請)

Q 降灰除去機器はどこで売っているのですか。また、お勧めの機種があったら教えてください。

A 市役所では商品の斡旋はできかねますが、申請された町内会によると、市内のホームセンターなどで購入されたようです。
探される際は、「手押し式のロードスイーパー」でお尋ねください。

Q 降灰除去機器は、どれくらいの能力があるのですか。

A 降灰除去機器の能力については、メーカーや価格によってその性能が違いますので、機器の大きさや清掃能力、機器の重量など、購入される前に機器についてよく説明を受け、みなさんが利用しやすいものをご検討ください。

【裏面に注意事項などを記載しております。ご覧下さい】

※ 注意事項（必ずお目通しください。）

～【申請をする際】～

・必ず購入される前に申請してください。

・書類に押印（申請印、請求印）する際は、すべて同じ印鑑（シャチハタ印は不可）を使用してください。
 ※訂正が生じた場合は、同じ印鑑で訂正してください。修正液は使用できません。

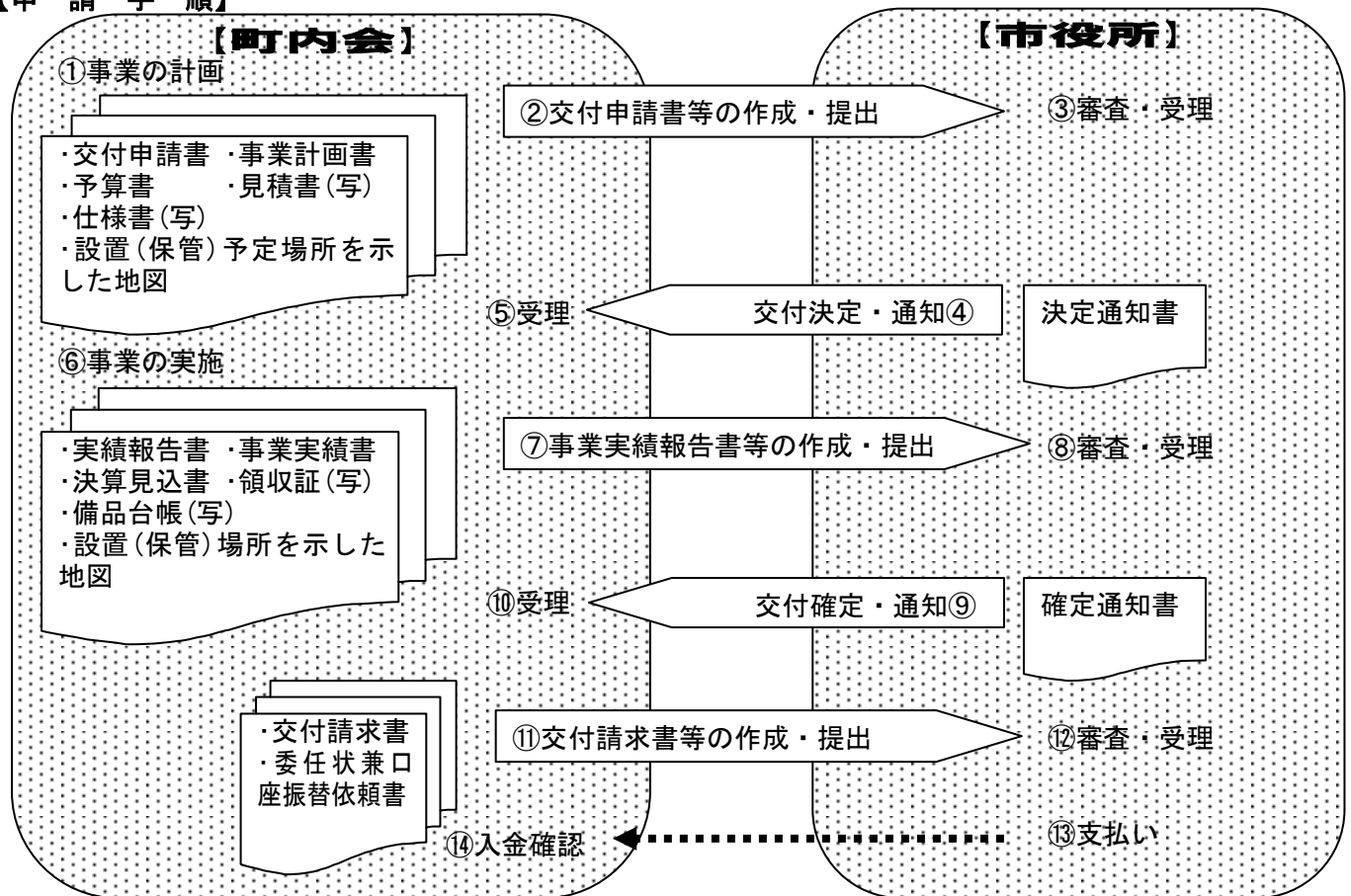
・交付決定日以降に、備品の購入前に申請内容が変わった場合、変更申請書の提出が必要です。（購入予定額が変わり、その結果、市の補助金額が変わる見込みの場合も同様です。）

～【決定を受けて以降】～

・領収書は、必ず宛名を町内会名でもらってください。

例)「〇〇三丁目町内会」の場合 →「〇〇三丁目町内会」（「三丁目町内会」では、特定出来かねます。）

【申請手順】



【お問い合わせ先】

鹿児島市役所			
市民文化部	地域振興課		TEL 216-1214
谷山支所	総務課	地域振興係	TEL 269-8403
伊敷支所	総務市民課	地域振興係	TEL 229-2114
吉野支所	総務市民課	地域振興係	TEL 244-7111
吉田支所	総務市民課	地域振興係	TEL 294-1211
桜島支所	桜島総務市民課	地域振興係	TEL 293-2346
	東桜島総務市民課		TEL 221-2111
喜入支所	総務市民課	地域振興係	TEL 345-1112
松元支所	総務市民課	地域振興係	TEL 278-2112
郡山支所	総務市民課	地域振興係	TEL 298-2111